

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の概要

1. 都市公園における遊具の安全確保に関する指針の概要

- 子どもの遊びの特性や過去の事故事例を踏まえ、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したもの。
- 平成14年3月に作成、平成20年8月に改訂を行っており、都市公園法に基づき国の技術的助言として公園管理者へ通知している。

2. 改訂の目的

- 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（以下、「遊具指針」という）（改訂版）」については、改訂から5年が経過し、最近では健康器具系施設や運動能力やバランス能力が要求される遊具等が増加しつつあり、これらの安全確保等に取り組む必要があることから改訂を行うもの。

・健康器具系施設の安全確保

健康器具系施設は、都市公園への設置が進んでいるが、主として大人が利用することを目的とした施設である一方、子どもから見れば遊具と区別のつきにくい施設もあり、子どもが遊びに用いると危険な場合があることから、子どもが利用する可能性のある当該施設の安全確保に関する考え方を示す必要がある。

・運動能力やバランス能力が要求される遊具の安全確保

手でしっかりつかまるところがない、立面、座面が揺れ動く等、安定していないなど、運動能力やバランス能力が要求される遊具は、チャレンジ性の高い遊びができることから子どもにとって魅力的であるため、都市公園への設置が進んでいるが、落下などのリスクが高い遊具であることを踏まえ、当該遊具の安全確保に関する考え方を示す必要がある。

■参考1 健康器具系施設の例



背伸ばし運動ができる施設



ストレッチ運動ができる施設



懸垂運動などができる施設



ジャンプ運動ができる施設

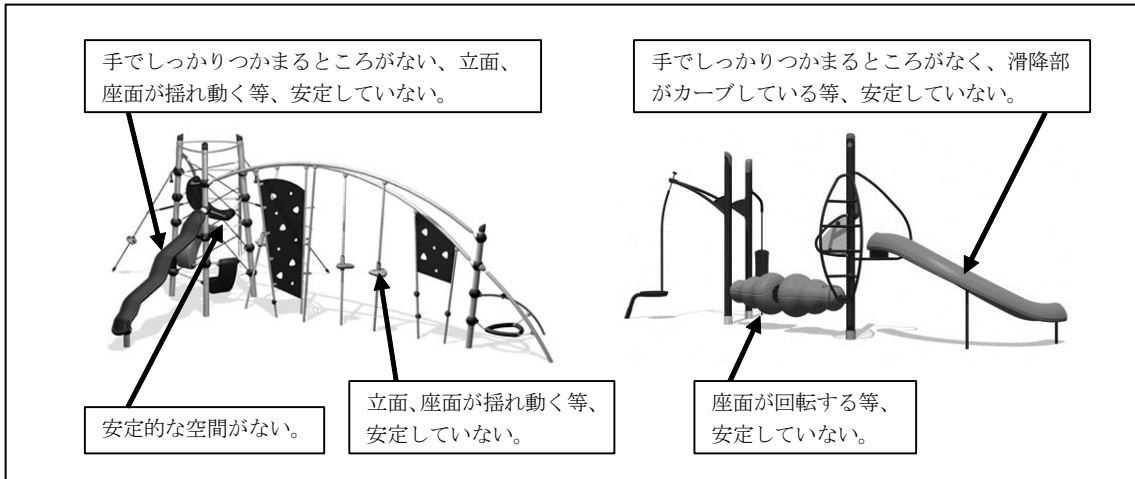


肩回し運動ができる施設



足つぼを刺激する施設

■参考2 運動能力やバランス能力が要求される遊具の例



3. 改訂の内容

(1) 健康器具系施設の安全確保について

- 子どもが健康器具系施設を利用する可能性を考慮し、都市公園における、子どもが利用する可能性のある健康器具系施設の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）（以下、「別編」という）」を作成。
- 別編の作成に当たっては、主として遊具指針の内容を踏まえるとともに、遊具と健康器具系施設との混在を避けるなど、遊具指針に定めのない事項に対応するものとした。
- 子どもが利用する可能性のある健康器具系施設に関する安全確保の主なポイントは、以下のとおり。
 - ・健康器具系施設は、主として大人の利用を目的として設置するものであり、遊具との混在を避けるなどの安全対策を講ずること。
 - ・重量が大きい可動性の健康器具系施設や、子どもの挟み込みのおそれがある可動部を有する健康器具系施設の選定に当たっては、子どもの利用について十分に考慮し、慎重を期すること。
- 健康器具系施設は、遊具とは異なり、健康運動を行うことを目的とした施設であり、子どもの遊び場となることを目的としていないため、「別編」として整理した。

(2) 運動能力やバランス能力が要求される遊具の安全確保について

- 運動能力やバランス能力が要求される遊具に関する安全確保の主なポイントは、以下のとおり。
 - ・落下のリスクが高いため、当該遊具の設置面には、衝撃の緩和のための適切な対策を講ずること。
 - ・当該遊具を選定する際には、チャレンジ性の高い遊びができることから子どもにとって魅力的である一方、リスクの高い遊具であることについて、公園管理者と子ども、保護者や地域住民との間で共通認識を持つことが重要であること。

(3) 安全確保に関する知見・技術等の継承について

- 公園管理者の役割として、遊具の安全確保に関する知見・技術等を記録・蓄積し、共有・継承することを明示。

(4) 遊具の改修・更新の考え方について

- 現場打遊具など遊具の改修、更新及び継続使用の考え方を充実。